

＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸中央支部
広報委員 森﨑俊輝

こんなケースは要注意！
令和8年分 年末調整のポイント

2年連続で年末調整に大きく関係する税制改正が行われ、例年よりも年末調整事務が煩雑になります。
想定されるケースを基に、今年の注意点を確認しておきましょう。

ケース別に確認！年末調整手続きの注意点

年末調整は、多くの会社員（給与収入のみ）にとって所得税の納税を完了させる重要な手続きです。次のケースに該当する従業員がいる場合は、手続き上、他の従業員と異なる点や税制改正の影響に注意しましょう。

【ケース1　中途採用で入社した】
年の中途で入社した従業員で、前職で給与収入を得ていた場合は、その分を含めて自社で年末調整を行います。前職分は、前の会社等から交付された源泉徴収票で確認します。
源泉徴収票が提出されていないと正しく年末調整を行えないため、早めの提出を促しましょう。

【ケース2　年末に結婚した】
年末調整は、原則として年内最後の給与等の支給日までに行います。しかし、年末調整後に結婚・就職等で扶養親族等の異動が生じることもあります。
その場合は、年末調整のやり直し（原則として、源泉徴収票を受給者に交付する翌年1月末日まで）などの対応が必要になります。

【ケース3　見込年収額が昨年と同額である】
令和8年度税制改正では、給与所得控除の最低保障額や所得税の基礎控除額、配偶者控除等の合計所得金額要件等が引き上げられました。
そのため、見込年収額が昨年と同じでも、昨年と同じ控除額の適用になるとは限りません。各控除の判定区分を改めて確認しましょう。

【ケース4　配偶者がパートで働いている】
配偶者控除の合計所得金額の要件は「58万円以下」から「62万円以下」へ引き上げられました。配偶者の年収が昨年と同額でも、新たに配偶者控除の対象となったり、配偶者特別控除の控除額が拡大したりする可能性があります。
特にパートで働く配偶者がいる場合は、配偶者の見込年収額を早めに把握しましょう。

【ケース5　大学生の子どもがいる】
生計を一にする大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等がいる従業員は、その子等の合計所得金額に応じて、扶養控除または特定親族特別控除の適用を受けられます。所得要件も「58万円以下」から「62万円以下」へ引き上げられています。
アルバイト収入が増え、合計所得金額が123万円を超えると特定親族特別控除の適用がなくなるため、子どもの見込年収額を早めに把握することが大切です。
※年齢はその年の12月31日の現況で判定します。

【ケース6　生保に加入している（子育て世帯）】
23歳未満の扶養親族がいる場合、令和8年分・令和9年分の新生命保険料に係る一般生命保険料控除は、次の計算となります。

国税庁「源泉所得税の改正のあらまし」（令和8年4月）より

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2＋15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4＋30,000円
120,000円超	一律60,000円

この措置は「夫婦のどちらか一方」ではなく、生計を一にする23歳未満の扶養親族がいる場合、その両親（夫婦）の双方が受けられます。ただし、対象となるのは本人が負担した保険料のみで、同じ保険料を夫婦で重複して申告することはできません。
※年齢はその年の12月31日の現況で判定します。

【ケース7　マイカー通勤をしている】
令和8年度税制改正により、自動車などで通勤する従業員等の通勤手当について、片道65km以上の人の非課税限度額が引き上げられました。また、一定の要件を満たす場合は、1カ月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を非課税限度額に加算できることとされました。
これは、令和8年4月1日以後に支払われる通勤手当に適用されます。改正前の内容で支払っている場合は、年末調整で精算が必要となることもあるため、確認しましょう。

参考文献：「事務所通信2026年11月号」（TKC出版）

県内中小企業の全産業・業種別の売上高（速報値）を公開中！　ひょうご企業業績